

○安芸市みどりの環境整備支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののか、安芸市みどりの環境整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 市は、森林の公益的機能を高めるとともに、森林資源の質的充実を計画的に推進するため、未整備のまま高齢林へと移行している人工林の間伐等の作業に要する経費について、森林組合等（以下「実施主体」という。）に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助率等)

第3条 前条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の事業区分、補助対象経費、実施主体及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。

(事業内容及び採択要件)

第4条 補助事業に係る事業内容及び採択要件は別表第2に定めるとおりとする。

(申請)

第5条 補助金の交付の申請は、補助事業が完了した後速やかに行わなければならない。

2 規則第2条に規定する申請書の様式は、様式第1号によるものとする。

3 前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。

4 県税等及び市税等に滞納がないことを証する書類を提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を審査した結果、補助金の交付が適当であると認めるときは、様式第2号による補助金交付決定通知書により当該実施主体に対して通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の交付決定を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、実施主体が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実施主体の義務)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この補助金に係る法令、規則、要綱等を遵守すること。
- (2) この補助事業により整備した森林について、事業終了の翌年度から起算して5年以内（公益林保全整備事業にあっては、10年以内）に補助事業の対象とした林地を他の目的に転用等（皆伐を含む。）する場合は、あらかじめ市長にその旨を届け出ること。
- (3) この補助事業により開設又は整備した作業道については、善良なる管理者のもと注意をもって管理を行うとともに、補助金の交付の目的に沿って効率的な運営を図ること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整理保管すること。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則若しくはこの要綱又は補助条件に違反したとき。
- (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業の完了の翌年度から起算して5年以内（公益林保全整備事業にあっては、10年以内）に、補助事業の対象とした林地を他の目的に転用又は皆伐をした場合。ただし、公用、公共用又は天災等のやむを得ない事由による場合は、減免について協議することができるものとする。
- (4) 消費税の申告により補助金に係る消費税仕入れ控除税額等が確定した場合（消費税仕入れ控除税額等に相当する補助金の額を減額して補助金の交付を受けたときにあっては、当該交付後に市長が返還を命じた消費税仕入れ控除税額等に相当する補助金の額を当該減額した額を上回る部分の金額がある場合。）

(グリーン購入)

第11条 補助事業の実施において物品を調達する場合は、高知県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 この補助事業に関して、安芸市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第7条第1項に規定する非開示項目以外の項目は開示するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年6月19日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	実施主体	補助率等
1 森林吸収源整備事業	造林事業の採択を受けている3齢級から12齢級までの人工林で行う不用木除去、不良木の淘汰等の除伐及び保育間伐に要する経費、間接費、手数料及び森林保険料	森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会。以下「森林組合等」という。）、森林整備法人、森林所有者（自伐林家等を含む）、森林經營計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者及び森林經營管理法第36条第2項の規定により都道府県が公示した民間業者等（以下民間業者という。）	定額（ただし、実費以内） 【除伐】 1ヘクタール当たり 42,000円以内 【保育間伐A】 1ヘクタール当たり 46,000円以内 【保育間伐B】 1ヘクタール当たり 28,000円以内 【保育間伐C】 1ヘクタール当たり 42,000円以内
2 公益林保全整備事業	3齢級以上の人工林で行う保育間伐に要する経費	森林組合等、森林整備法人、森林所有者（自伐林家等を含む）、民間業者等	次に定める単価を用いて算定した額以内 1ヘクタール当たり 90,000円
3 森林整備事業	7齢級からスギ14齢級、ヒノキ18齢級までの人工林で行う搬出間伐及び搬出集積に要する経費	森林組合等、森林整備法人、森林所有者（自伐林家等を含む）、民間業者等	次に定める単価を用いて算定した額以内 間伐率30パーセントの場合 1ヘクタール当たり 213,000円 間伐率20パーセントの場合 1ヘクタール当たり 142,000円
4 作業道整備事業	(1) 開設後5年を経過した作業道（作業道1.5：幅員1.5メートル以上2.0メートル未満、作業道2.0：幅員2.0メートル以上2.5メートル未満、作業道2.5：幅員2.5メートル以上3.0メートル	森林組合等、森林整備法人、森林所有者（自伐林家等を含む）、民間業者等	次の区分ごとに定める単価を用いて算定した額以内 路面整備 (作業道1.5) 1メートル当たり

	ル未満又は作業道3.0：幅員3.0メートル以上)の路面整備に要する経費。	100円
(2)	作業道(幅員は、(1)に準ずる。)の開設・修繕に要する経費	130円
(3)	作業道の補強(丸太積み工、洗い越し工、作業ポイント)に要する経費	150円
(4)	作業道の復旧又は補修に要する経費とし、対象範囲は別表第4のとおり。	200円
	開設	
	(作業道1.5)	1,000円
	1メートル当たり	
	(作業道2.0)	1,600円
	1メートル当たり	
	(作業道2.5)	2,200円
	1メートル当たり	
	(作業道3.0)	3,000円
	1メートル当たり	
	修繕	
	(作業道1.5)	500円
	1メートル当たり	
	(作業道2.0)	800円
	1メートル当たり	
	(作業道2.5)	1,100円
	1メートル当たり	

		(作業道3.0) 1メートル当たり 1,500円
	丸太積み工 1メートル当たり 700円	
	洗い越し工 1箇所当たり 6,000円	
	作業ポイント 1箇所当たり 55,000円	
	復旧又は補修事業費の 50パーセント以内	

(注)

- 1 自伐林家とは安芸市に住所を有し、安芸市内の自己所有の森林において、自分自身が施業する者をいう。
自伐林家等とは、安芸市内の自己所有森林を施業する者及び安芸市内の森林を施業する者をいう。
- 2 自己所有とは、原則として、自伐林家等と同一生計にあるもの所有する森林をいう。ただし、祖父母、父母等親族が所有する森林も対象とする。
- 3 安芸市の森林を施業する者とは、安芸市に居住している者で、安芸市の森林を整備していくとする意欲があり、森林所有者に代わって施業を実施する者をいう。

別表第2（第4条関係）

事業区分	事業内容	採択要件
1 森林吸収源整備事業	<p>3齢級から12齢級までの人工林で行う不要木除去、不良木の淘汰等の除伐及び保育間伐</p> <p>除伐及び保育間伐の区分</p> <p>【除伐】 (3齢級から5齢級まで) 不用木の除去及び不良木の淘汰</p> <p>【保育間伐A】</p>	① 造林事業の採択を受けていること。

	<p>(3齢級から7齢級まで) 不良木の淘汰</p> <p>【保育間伐B】 (8齢級から12齢級まで) 不良木の淘汰</p> <p>【保育間伐C】 (3齢級から12齢級まで) 不良木の淘汰（伐採木の平均胸高直径が18センチメートル未満）</p>	
2 公益林保全整備事業	保安林又は安芸市森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林で、国庫補助事業の対象とならない3齢級以上の人造林で行う保育間伐	<p>① 保安林又は安芸市森林整備計画に規定する以下いずれかの公益的機能を有する森林であること。</p> <p>(ア) 水源かん養機能維持増進森林</p> <p>(イ) 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林</p> <p>(ウ) 快適環境形成機能維持増進森林</p> <p>(エ) 保健機能維持増進森林</p> <p>② 1施行地の面積は0.1ヘクタール以上であること。</p> <p>③ 間伐率は30パーセント以上であること</p>
3 森林整備事業	国庫補助事業の対象とならない7齢級からスギ14齢級、ヒノキ18齢級までの人造林で行う搬出間伐及び搬出集積	<p>① 1施行地の面積は0.1ヘクタール以上であること。</p> <p>② 間伐率30パーセント以上であること。</p> <p>ただし、小規模林業推進協議会の会員に限っては、間伐率20パーセント以上であること。</p>

		<p>③ 伐採木は、原則として80パーセント以上を搬出集積すること。</p>
4 作業道整備事業	国庫補助の対象とならない作業道の路面整備、開設・修繕、補強、復旧又は補修	<p>① 開設は、高知県森林作業道作設指針に則り行うものとする。</p> <p>ただし、これにより難い場合は、安芸市が地域の実情を考慮し定めた森林作業道作設指針に則り行うことができるものとする。</p>
	(1) 路面整備	<p>① 開設後5年を経過した作業道において、既設路面の凹凸が原則20センチメートル以上の場合であること。</p> <p>ただし、開設後5年未満であっても災害等により、間伐材搬出のための路面整備が必要と判断される場合には、この限りではない。</p>
	(2) 開設・修繕	<p>①幅員3.0メートル以上の作業道を開設・修繕する場合には、次の要件を全て満たす場合に限る。</p> <p>(ア)1ヘクタール以上の間伐材搬出に利用する場合</p> <p>(イ)生産システム上、3.0メートル</p>

	<p>以上の幅員が合理的な場合</p> <p>②修繕の場合は、次の要件を全て満たす場合に限る。</p> <p>(ア)開設又は前回の修繕を実施後、搬出間伐に利用した路線であること。</p> <p>(イ)自然災害により被災し、機械式均しのみでは対応できない土砂や倒木の撤去等を伴う作業道の修繕であること。</p> <p>(ウ)施行前後の写真、施行延長が確認できるものを添付すること。</p>
(3) 丸太積み工	<p>①法面の安定又は路体の確保のために必要と認められること。</p>
(4) 洗い越し工	<p>①小さな谷川等を通行する際に、路体の安定のために必要と認められること。なおルート選定や地形上やむを得ない場合に限り、洗い越し工と同等以上の機能を有する工法も可とする。</p>
(5) 作業ポイント	<p>①作業道延長500メートル当たり一箇所程度（作業に適した形状で90平方メートル以上）であること。</p>
(6) 作業道の復旧及び補修	<p>①1箇所の補助金額が10万円以上であることとし、補助金額の上限は50万円とする。</p> <p>なお、施工箇所が近接する場合は1箇所とみなすことができる。</p> <p>②事業を着手する前には、必ず</p>

		被災写真を撮影することとし、写真により工法等について所轄する安芸林業事務所及び安芸市と協議すること。
--	--	--

別表第3（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（安芸市暴力団排除条例（平成23年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- 3 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- 4 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 5 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 6 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 7 業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 8 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用したとき。
- 9 その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

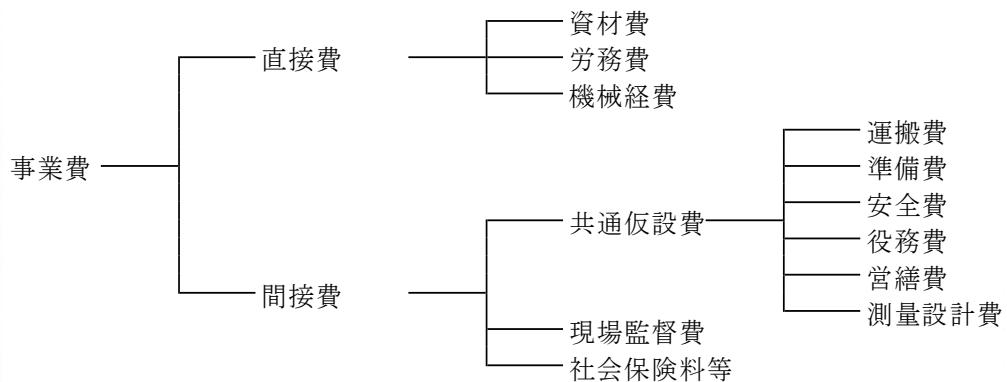
別表第4

補助対象経費の範囲

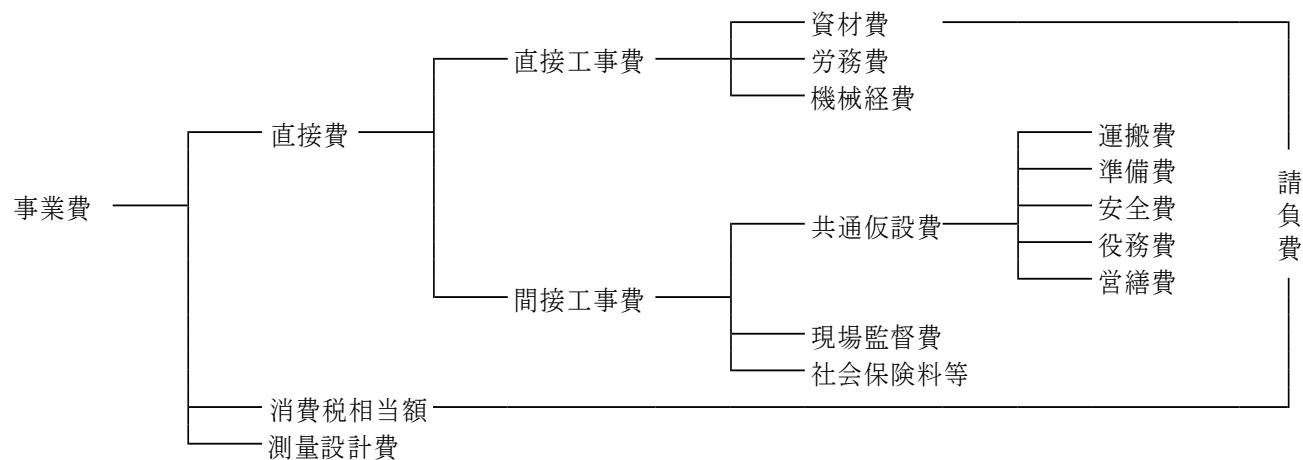
1 事業費の構成及び補助対象経費

復旧及び補修に係る事業費の構成及び補助対象経費は、次のとおりとする。

(1) 直営施工の場合



(2) 請負施工の場合



2 経費の積算

経費の積算については、次により行うものとする。

なお、間接（工事）費については、最新の適用率を採用するものとする。

(1) 直営施工の場合

本工事費のうち直接費については、積み上げにより積算するものとする。

(2) 請負施工の場合

直接工事費の積算は、原則として高知県造林事業標準単価表及び治山林道必携等を用いて積算するものとする。ただし、これにより難い場合はこの限りでない。

3 設計書等の作成

復旧及び補修については、出来高設計書又は補助対象事業費に係る積算根拠を作成するものとする。